パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市地域防災計画の改訂について

意見募集期間

令和3年(2021年) 令和3年(2021年)

11月10日(水) ~ 12月1日(水)

お問い合わせ先:横須賀市市民部危機管理課

電話046-822-9708 (直通)

横須賀市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

【意見募集にあたって】

1 経緯等

横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編(以下、地震編)は、地震被害想定の変更や南海トラフ地震関連事項の追加を令和元年度に行いました。

また、横須賀市地域防災計画 風水害対策計画編(以下、風水害編)は、災害対策基本法や水防法などの改正に基づき、市内河川の監視水位の変更などを平成29年度に行いました。

その後、災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定があり、 上位計画である国の防災基本計画も令和3年5月に改訂され、神奈川県の地域防災 計画も今年度改訂する予定です。

そこで、それらの上位計画の改訂に合わせ、本市としても改訂するため、その素 案に対してご意見を伺うものです。

2 主な変更点

【地震編】

- (1) 災害対策基本法改正の内容反映
 - ・避難勧告の廃止、避難指示への一本化、福祉避難所の指定・公示等
- (2) 新型コロナ感染症予防対策の記載
 - ・避難所における感染症対策(開設・運営・資器材)の追記等

【風水害編】

- (1) 災害対策基本法改正の内容反映
 - ・避難勧告の廃止、避難指示への一本化
- (2) 県水防計画改定の内容反映
 - ・高潮浸水想定区域、高潮特別警戒水位の指定等
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
 - ・浸水想定区域及び十砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を位置づけ
- (4) 避難情報に関するガイドライン改訂の内容反映
 - ・ 5 段階の警戒レベルの表記と関連する防災気象情報の整理

なお、詳細については、新旧対照表(主な改訂箇所のみ記載されています)及び 改訂素案でご確認ください。

3 今後のスケジュール

令和4年3月に横須賀市防災会議の開催・改訂案の承認を経て、改訂完了します。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和3年(2021年)11月10日(水)から 令和3年(2021年)12月1日(水)まで
- 2 あて先 市民部危機管理課
- 3 提出方法
 - ○書式は特に定めておりません。
 - ○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の 項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合)学校名・所在地
 - (3) (市内に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該意見募集案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを 証する事項
 - ○次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - · 市民部危機管理課(横須賀市役所1号館4階)
 - ・市政情報コーナー (横須賀市役所2号館1階)
 - 各行政センター
 - (2) 郵送

T238-8550

横須賀市小川町 11 番地横須賀市役所 市民部危機管理課

- (3) ファクシミリ 046-827-3151
- (4) 電子メール ps-pc@city. yokosuka. kanagawa. jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。 ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了 後、とりまとめまして公表いたします。